

ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化

(背景)

ネット上でのコンテンツの流通を促進するためには、著作権侵害コンテンツの蔓延を防ぎ、ビジネスの対価が正当に権利者へ還元される環境を作ることが必要不可欠である。

近年のデジタル化の進展、インターネットの発達、動画投稿サイトやファイル共有サービスなど新しいサービスを生み出しており、成長産業として大きな期待が寄せられる一方で、ネット上では個人による違法アップロードや海賊版の視聴・ダウンロードが蔓延し、コンテンツ産業に深刻な被害を与えている。

ネット上ではコンテンツの流通が容易であり、被害が瞬時にグローバルに広がることに加え、多数の個人がユーザーとして関わっていることなどから、違法コンテンツの対策については、従来のパッケージメディアを前提とした対策とは異なる新たな枠組みが必要と考えられる。

◎デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について＜検討経過報告＞ 5月29日

5. 今後の検討課題

本専門調査会では、今後、「3. 改革が必要な課題」に掲げた課題のうち、デジタル・ネット環境を活用した新規ビジネスの創出の観点から重要な法制度上の課題、また、政府部内において十分な検討が進んでいない下記の課題を中心として検討を深めることとする。また、これらに関連するその他の課題についても適宜検討を進め、本年末までに全体の報告を取りまとめることとする。

(略)

(3) ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化

ネット上でのコンテンツの流通を促進するためには、違法コンテンツの蔓延を防ぎ、ビジネスの対価が正当に権利者へ還元される環境を作ることが必要不可欠である。このため、ネット上の違法コンテンツの流通防止策の強化や、グローバルに流通する違法コンテンツへの国際的な対策などについて検討する。

(検討事項)

検討に当たっては、以下の要素を考慮しつつ、最新の被害実態を踏まえ、主として既存の制度等が十分かどうかについて、検討を行う。

- ① 権利保護の観点（権利者の利益が保護され得る仕組みになっているか？）
- ② 事業者保護の観点（事業者にとって相当性のある仕組みとなっているか？）
- ③ 消費者（利用者）保護の観点（利用者の利便を過度に制約することにならないか？）
- ④ 国際協調の必要性（国内的な対応だけでは根本的な問題解決にならないのではないか？）

具体的な検討事項は、次のとおりである。

1. コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方について
2. インターネット・サービス・プロバイダの責任の在り方について
3. 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について
4. 国際的な制度調和等について

なお、以下の事項については、現在、文化庁の文化審議会著作権分科会において検討中である。

1. インターネットオークション等を利用した海賊版販売の譲渡告知行為の防止策
2. 違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲の見直し

1. コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方について

(1) 問題の所在

コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制については、平成 11 年の法改正により、不正競争防止法においては営業上用いられている技術的制限手段の回避が、著作権法においては著作権等を侵害する行為の防止又は抑止のための技術的保護手段の回避がそれぞれ規制対象となっている。

しかし、近年のデジタル化の進展により、デジタル・コンテンツの利用をコントロールするための技術的手段の重要性はますます高まっており、現行制度による保護で十分かどうか、改めて検討する必要があるのではないか。

(2) 現行制度等

① 不正競争防止法（参考資料 1 P 1 参照）

- 「技術的制限手段」が制限する行為については、映像等の視聴、プログラムの実行及び映像等の記録とされており、視聴・実行といったアクセスを含めたコンテンツの利用をコントロールするための技術が幅広く対象となっている。
- 規制の対象となる機器等については、回避の機能「のみ」を有する装置及びプログラムとされている。（したがって、それ以外の機能を併せ持っている場合には、規制の対象とはならないと考えられる。）
- 規制の対象となる行為については、譲渡、輸出入など回避装置の流通に係る行為に限定されている。
- 救済措置については、民事上の差止請求及び損害賠償のみであり、刑事罰の適用はない。（したがって、損害や回避装置等の譲渡、引渡し等の行為の立証責任の負担は権利者が負うこととなる。）

② 著作権法（参考資料 1 P 3 参照）

- 「技術的保護手段」が制限する行為については、複製等著作権法上の支分権及び人格権を前提とした行為とされている。（したがって、単にアクセスを制限する技術は対象となっていない。）
- 規制の対象となる機器等については、回避を「専ら」その機能とする装置及びプログラムとされている。
- 規制の対象となる行為については、回避装置等の製造、輸入等の行為だけではなく、サービスの提供（「業として公衆の求めに応じて回避を行うこと」）も対象となっている。
- 救済措置については、民事上の救済措置はないが、刑事罰の対象となっている（非親告罪）。

また、技術的保護手段を回避して行った私的複製は、権利制限の対象から除外されている。（したがって、違法行為となるため、機器等を入手した個人の複製を抑止する効果を期待することができる。）

(参考) 不正競争防止法と著作権法の比較

	不正競争防止法	著作権法
規制の対象物	映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を制限する営業上用いられている技術的制限手段の効果を妨げる機能のみを有する装置、プログラム（2 条 10 号、11 号）	著作者人格権若しくは著作権又は著作者隣接権を侵害する行為の防止又は抑止をする技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置、プログラム（2 条 20 号、120 条の 2）
規制の対象行為	譲渡、引渡し、譲渡または引渡しのための展示、輸出・輸入、送信（2 条 10 号、11 号）	譲渡、貸与、公衆への譲渡等の目的を持った製造・輸入・所持、公衆の使用のための提供、公衆送信、送信可能化行為、業として公衆からの求めに応じ回避を行うこと（120 条の 2）
救済措置	民事上の差止請求権、損害賠償が可能（3 条、4 条）	刑事罰の適用あり（非親告罪：3 年以下の懲役、300 万円以下の罰金）（120 条の 2、123 条）
機器等を利用した行為	規定なし	技術的保護手段の回避により可能となった複製を、その事実を知りながら行う場合には、30 条（私的使用のための複製）の適用はなく違法となる。（30 条 1 項 2 号）

(3) 現状等

○ ゲームソフトは、正規品の CD-ROM 等の特殊箇所 に一定の信号を記録しておき、ゲーム機がその信号を読み取ることによりプレイが可能となる仕組みとなっている。このため、その信号が記録されていない違法コピーされたソフトは、通常ゲーム機において実行することはできない。しかし、ゲーム機に特定の回避装置をセットすることにより、違法コピーされたソフトであっても実行が可能となるものが販売されている¹。ユーザーがネットを通じて簡単に違法コピーされたソフトを入手できるようになったことから、このような回避装置を用いた被害が急増している。

○ DVDソフトや Blu-ray ディスク等には、コピーコントロールの技術が施された特定の機器においてのみ視聴が可能となるような暗号化技術が施されている。この暗号化技術を解除し、その他の再生・複製機器でも見られるようにした上で、複製し、コピーをネット上で頒布する被害が急増している。

¹ 任天堂とソフトメーカー 54 社は、違法コピーされたゲームソフトをネットからダウンロードするなどし、これらを起動させることができるいわゆる「マジコン」と呼ばれる機器を販売する複数業者を不正競争防止法に基づき提訴した（2008 年 7 月 29 日）。

なお、この問題については、権利者から暗号化技術の回避についても著作権法により規制して欲しい旨の要望（参考資料2 P 1 参照）が出されている。

- ネットを通じてコンテンツをダウンロードする場合には、視聴期間、視聴回数や視聴できる機器を技術的手段を用いて制限する 경우가ほとんどであり、これら技術を前提としてサービスが展開されている。また、暗号化により鍵をかけたDVDを安価に販売し、ユーザーが視聴したいときにネットを通じて必要な料金を払い暗号解除のパスワードを入手するなど技術的手段を用いた新しいサービスが次々に登場している。
- したがって、技術的手段の重要性、特にアクセス・コントロールの保護が更に重要となっていると考えられる。

（４）国際的な動向

① アメリカ

1998年に成立した「デジタルミレニアム著作権法」（参考資料1 P10 参照）により、著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段の回避行為等を禁止している。救済措置としては、刑事罰及び民事上の差止請求、損害賠償請求が可能である。

② EU

2001年のECディレクティブ（情報社会）（参考資料1 P13 参照）により、アクセス・コントロール、暗号化、スクランブルのような技術的手段を回避する行為の禁止等が各国に義務付けられた。

<論点>

コンテンツ保護技術の最新の被害実態や、諸外国の動向等を踏まえ、アクセスをコントロールするための技術的手段の回避行為に対する規制を強化すべきではないか²。

² 平成16年1月の文化審議会著作権分科会では、「暗号解除権」の創設、知覚（アクセス）をコントロールするための技術的手段の回避行為の禁止について、アクセス・コントロールの問題として「引き続き検討することが必要」としている。

2. インターネット・サービス・プロバイダの責任の在り方について

(1) 問題の所在

ネット上の情報の流通を通じて行われる著作権侵害行為の発生時においてインターネット・サービス・プロバイダが負う損害賠償責任については、平成13年に成立した特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）により、一定の範囲で免責されることとされている。

しかし、当時³とは異なり、今日では動画投稿サイトの登場やファイルの添付が可能な携帯電話向け電子掲示板の普及など、著作物の流通形態が複雑化するとともに、プロバイダが果たす役割や機能も変化している。また、デジタル機器の発達やインターネットの通信速度の向上等により、誰もが簡単に動画ファイルやゲームソフトをアップロード・ダウンロードすることができるようになっている。このため、ネット上の情報流通による権利侵害に関しては、著作権侵害が格段に増加している。

これに対し、ネット上の著作権侵害に対する対策の強化を求める意見がある一方で、プロバイダ側からは、安心して事業を運営するため責任範囲を一層明確化して欲しいとの声も聞かれる。

このような状況を踏まえ、著作権侵害の対策及び健全な通信サービスの運営の観点から、プロバイダ責任制限法が十分に機能しているかどうか、改めて検討する必要があるのではないか。

(2) 現行制度等

① プロバイダ責任制限法（参考資料1 P6参照）

○ プロバイダ責任制限法においては、情報の流通により権利の侵害が発生した際、プロバイダは、「送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能」な場合であって、（ア）「権利が侵害されていることを知っていたとき」又は（イ）「侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるとき」でなければ、損害賠償責任を負わないことを規定している（3条1項）。

○ しかしながら、どのような場合が「知ることができたと認めるに足る相当の理由がある」となるかについては、具体的なことは定められていない。例

³ e-Japan 重点計画（平成13年3月29日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

4. 電子商取引等の促進 (3) 具体的施策 2) 新たなルールの整備

イ) インターネットサービスプロバイダー等の責任ルール（総務省）

インターネット上の情報流通に関して、ウェブページ等への情報掲載による他人の権利利益の侵害に、プロバイダー等が迅速かつ適切な対応が行えるよう責任を明確化する・・・ため、必要なルールの整備を行う。このため、「特定電気通信による情報の流通の適正化及び円滑化に関する法律案」（仮称）を2001年中に国会に提出する。

例えば、動画投稿サイトや掲示板等において、プロバイダが通常行うサービスの管理運営等を通じて侵害発生が推定が可能な場合において、このような場合が「相当の理由に該当する」のかどうかは法律上明らかにされていない⁴。

また、プロバイダ自身が当該権利を侵害した情報の発信者である場合には必ずしも免責されないことが規定されている（第3条第1項ただし書）。

② プロバイダ責任制限法の運用

プロバイダ責任制限法の実際上の運用においては、プロバイダ及び権利者等による民間の自主的な取組として「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」が定められており、当該ガイドラインに沿って所定の要件を満たした削除申請をすれば、「相当の理由がある」ものとして、著作権を侵害するコンテンツは自動的に削除されることとなっている。したがって、法に加えガイドラインが補完的な役割を果たすことにより、違法コンテンツは迅速に削除されるようになっている⁵⁶。

（３）現状等

① 関係者の意見

プロバイダからは、事業の法的安定性のため、プロバイダ責任制限法第3条第1項ただし書の明確化を求める声がある。これは、著作権法のいわゆる「間接侵害」の法理に関する問題であるが、著作権侵害に関する過去の裁判においては、場所や道具を提供する事業者に対しての損害賠償請求及び差止請求が認められた例が多く存在する。このような例に従い、仮にプロバイダが著作権侵害コンテンツの発信者と捉えられ、間接侵害が成立すると判断された場合には、削除要請に応じて削除していたとしてもプロバイダ責任制限法第3条第1項ただし書に該当してしまい、免責が受けられないことになってしまうという問

⁴ 米国においても、「ノーティス・アンド・テイクダウン」によりプロバイダが免責されるのは、著作権侵害コンテンツが流通していることを知らなかった場合であることから、2007年3月、米メディア大手 Viacom は YouTube のサービスは免責されないとして、YouTube と Google に対し損害賠償の請求と著作権侵害行為の禁止を求める訴えを提起している。

⁵ プロバイダ責任制限法及びガイドラインに基づく運用により、JASRAC は2008年7月までに約30万の違法な音楽ファイルについて、プロバイダを通じた削除を行っている。

⁶ なお、発信者情報の開示については、プライバシー保護に対する配慮などから、プロバイダは、開示請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ賠償の責めに応じないこととなっている（第4条第4項）。著作権侵害事例については、個々の著作権侵害による損害の額が小さいこと、実際に開示をしてもらうためには相当の日数と手間がかかること、悪質な事例については刑事事犯として取り扱っていることなどから実際の開示請求の事例は少ないのが実態である。

題がある。（なお、現在、著作権者による訴訟が提起⁷されている。）

② コンテンツ識別技術の発達

動画や音声の識別技術の発達により、あらかじめ指定した映像や音楽など同一の内容を含むファイルの流通をプロバイダが防止する手段が実現しつつある。例えば音楽系ソーシャル・ネットワーク・サービスの「My Space」では、フィンガープリント（電子指紋）と呼ばれる技術を利用し、一度権利者からの要請を受けて削除した楽曲と同一のものは再投稿を排除している。また、動画投稿サイト「YouTube」においても、コンテンツを自動的に照合・識別し、著作権者が指定したコンテンツは削除する等、技術的手段を用いた著作権侵害への対策を行っている。

③ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチームにおける検討

同ワーキングチームにおいてはこれまでに間接侵害についての議論が幅広く行われており、2008年度においては近年のネットワーク事業者の法的安定性確保への要請も踏まえ、プロバイダのためのセーフハーバー規定（免責規定）の導入に関する検討がされている。

（４）国際的な動向

① アメリカ

アメリカでは、1998年に成立した「デジタルミレニアム著作権法」（参考資料1 P8参照）により、プロバイダの免責事由が定められており、プロバイダは、「ノーティス・アンド・テイクダウン」により、損害賠償やサービス全体の差止請求の責任を負わないことが定められている。（ただし、ネットワーク上の情報が権利侵害に当たることを知らなかった場合に限る。）

すなわち、権利者からの削除要請があった場合にプロバイダが自動的に削除に応じることによってプロバイダの責任が免ぜられることとなっており、発信者情報開示の制度とあいまって、権利者と発信者間の争いは裁判において解決が図られる仕組みとなっている。

② EU

2000年のECディレクティブ（電子商取引指令）（参考資料1 P15参照）に基づき、各国はプロバイダの免責事由を定めることが決定されている。プロバイダは違法な行為又は情報を実際に知らない場合であって、知った場合

⁷ 今年8月にJASRACが動画投稿サービス「TVブレイク」の運営者である株式会社パンドラTVに対し、著作権侵害を理由としてJASRACの管理著作物の利用禁止と損害賠償を求める訴えを提起している。JASRACは、パンドラTVが著作権侵害防止措置を講ずることなく、意図的に著作権侵害を放置し、容認したと主張している。

には情報削除の措置やアクセス無効の措置を直ちにとることによって免責されることが規定されている。

③ 韓国

2006年12月に改正された著作権法第104条（参考資料2 P3参照）において、特殊な類型のオンラインサービス提供者⁸の義務として、権利者の要請がある場合当該著作物の不法な伝送を遮断する技術的な措置等、必要な措置を取らねばならないとしている。

④ フランス

動画投稿サイト「YouTube」の運営者であるGoogle社に対してドキュメンタリー映画の製作者であるZadig社と監督らが損害賠償請求を求めた裁判において、パリ大審裁判所はグーグルが責任を負うとの判決を出している。本件においては、著作権者の要求に応じてGoogle社が削除したコンテンツと同一のコンテンツが後日再度アップロードされたことについて、Google社は侵害の事実を知っていたために防止措置を講ずる必要があったとしている。

⑤ ベルギー

インターネット接続プロバイダであるScarlet社に対し、著作権管理団体であるSABAMがファイル交換ソフトを利用して同団体の管理する楽曲をScarlet社の顧客が送受信することによる著作権侵害行為の侵害防止措置を求めた裁判において、2007年6月にブリュッセル地裁はScarlet社に著作権侵害防止措置を行うよう命令した。また、裁判の過程において行われた専門家による調査の結果を踏まえ、裁判所はフィルタリング技術等の著作権侵害を防止することができる技術が存在すると判断している。

<論点>

- 著作権侵害防止の観点から、動画投稿サイト等特定のプロバイダには、標準的なレベルの技術的な侵害防止措置の導入を義務付けるべきではないか⁹。
- 通信事業者の予見可能性を高める観点から、プロバイダ責任制限法及び著作権法の関連規定を見直し、技術的な侵害防止措置を含めたプロバイダの免責事由を法律上明確に規定すべきではないか。

⁸ 「個人または法人（団体を含む）のコンピュータ等に保存された著作物を公衆が利用することができるようアップロードした者に対し、商業的な利益又は利用の便宜を提供するオンラインサービス提供者」他、4つの類型が定められている。

⁹ 米国著作権法 512条(i)では、プロバイダが免責される条件として、標準的な技術的手段を導入することが規定されている。

3. 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について

(1) 問題の所在

近年のデジタル技術やネットワーク技術の発展により、コンテンツの利用に関する利便性を向上させ、コンテンツの新たな需要を喚起するような様々なサービスや機器が登場している。しかし、そのようなサービス等を提供する行為の中には、従来では見られなかった侵害行為の幫助的な行為も存在する。

一方、現行の著作権法には、このような行為への差止請求に関する明確な規定はなく、従来の裁判例においても一致した認識があるとは言い難い。

そのため、ユーザーの著作権侵害を助長するような行為を抑制し、かつ、新たなサービス等を提供する者の予見可能性を確保することが必要ではないか。

(2) 現行制度等

著作権法第112条第1項(参考資料1 P3参照)には、侵害する者またはそのおそれのある者に対して差止請求できると規定されているが、侵害する者とは誰を指すのかについて明確に規定されていないため、自ら(物理的に)侵害行為を行っていない者へ差止請求ができるかについての明確な規定はない。

(3) 現状等

① 裁判例

ピア・ツー・ピア方式によるファイル共有サービスを提供する行為¹⁰や放送番組の録画・転送を伴うサービスを提供する行為¹¹については、管理支配性と利益帰属性を要件とするいわゆる「カラオケ法理」を発展させて適用し、自ら(物理的に)侵害行為を行っていない者を侵害行為の主体と判断し差止請求を肯定する裁判例が見受けられる。一方、事案が異なるので一概には判断できないものの、外形的には類似のサービスであっても差止請求を認めない例もある¹²。このように、侵害行為の主体について一致した認識があるとは言い難い。

また、ストレージサーバーへの複製等について、利用行為の主体はユーザーではなく事業者であると認定した裁判例もある¹³。このような問題については、本来的には、ストレージサービス事業者に責任を負わせるかどうかという問題よりは、私的使用のための複製をどこまで許容するかの問題として整理できるのでは

¹⁰ 東京高判平成17年3月31日<ファイルログ事件>

¹¹ 知財高決平成17年11月15日<録画ネット事件>、大阪高判平成19年6月14日<選撮見録事件>、東京地判平成20年5月28日<ロクラクⅡ事件>

¹² 知財高決平成18年12月22日(東京地判平成20年6月20日)<まねきTV事件>

¹³ 東京地判平成19年5月25日<MYUTA事件>

ないかという考え方もある¹⁴。さらに、公衆用自動複製機器を用いた複製は権利制限の対象から除外されるため、サーバーへの複製がユーザーの私的複製に該当する場合であっても、サーバーが公衆用自動複製機器に該当すれば権利制限の対象とはならないと判断した事例もある¹⁵。

以上のように、侵害行為の主体に関する問題は複雑化していることから、侵害行為を抑制するとともに、利便性向上によるコンテンツの新たな需要を喚起するようなサービス等を安心して提供できるようにすることが必要である。このため、差止請求の対象となる範囲について立法等により明確化することが望まれる。

② 文化審議会著作権分科会における検討

平成19年10月の中間まとめでは、「第112条の「侵害」に該当する行為は、著作物等につき自ら（物理的に）利用行為をなす行為に限定されるものではなく、一定の要件を満たす他者の行為もこれに該当しうることを、法律上明確化すべき」とした上で、「当該他者の範囲について、無限定に認められるべきではないとの考え方から、いかなる要件を満たす者をその対象とすべきかについて、裁判例の状況や民法における物権的請求権等の基本理論との整合性にも配慮し、慎重に検討を進める必要がある。」と報告している。さらに、立法案として「専ら侵害の用に供される物等の提供その他の行為により他者に（侵害）行為をさせることにより侵害をする者」を差止請求の対象とすることを例示し、引き続き検討を進めるとしている。

（４）国際的な動向

① アメリカ

著作権法に「間接侵害」に関する規定はない。しかし、判例法上、一定の要件の下で直接の侵害者以外の者に対する侵害責任¹⁶が判断され¹⁷、差止による救済が認められている。

¹⁴ 文化庁委託事業 知的財産立国の実現に向けた著作権制度の改善に関する調査研究「インターネットの普及に伴う著作物の創作・利用形態の変化について」報告書（平成20年3月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

¹⁵ 大阪地判平成17年10月24日<選撮見録事件>

¹⁶ 「代位責任」①侵害行為を監督する権限と能力を有し、②侵害行為に対して直接の経済的利益を有する者に対する侵害責任。「寄与侵害」①著作権侵害が成立する場合に、②侵害行為があることを知りながら、③他人の侵害行為を惹起し、又は重要な関与を行う行為

¹⁷ Sony Corp. v. Universal City Studios, 464 U.S. 417 (1984)、A&M Records, Inc. v. Napster, Inc., 239 F.3d 1004 (9th Cir. 2001)、Metro-Goldwyn-Mayer Studios Inc. v. Grokster, Ltd., 545 U.S. 913 (2005)

② ドイツ

著作権法上の権利を違法に侵害された者は、加害者に対して侵害の排除等を請求することができる。ここで、著作権法上の権利侵害について責任を負うのは、権利侵害を自ら行う者か、又はこれに関与する者でその行為と権利侵害との間に相当因果関係が存在する場合であると解するのが一般的である¹⁸。

③ フランス

著作権法に差止請求の規定はないが民事上の救済により差止が認められている¹⁹。

④ イギリス

著作権法に、著作権を侵害する複製物の作成や実演に関与する行為に対する二次侵害が規定されている²⁰。

<論点>

行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等により、新たなサービス等を安心して提供できる法的な環境を早急に整備するべきではないか。

¹⁸ 平成 17 年 7 月文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチーム検討結果報告

¹⁹ 同上

²⁰ 同上 ①侵害複製物を作成するために特別に設計され、適応された物品の製造等(24 条 1 項)、②著作物の受信者に侵害複製物を作成させるために著作物を公衆送信する行為(24 条 2 項)、③文芸・演劇・音楽の著作物を侵害する実演のために公の場所の使用を許可すること(25 条)、④著作権侵害となる実演のために機器・録音物等を提供すること、また建物占有権者が当該建物に当該機器の持込を許可すること(26 条)、⑤コピープロテクションの回避装置ないし回避情報の提供(296 条)、⑥著作物の無許諾受信を可能とする機器の製造等(298 条)

4. 国際的な制度調和等について

(1) 問題の所在

デジタル化やインターネットの普及により、著作物は容易に国境を越えて流通するようになり、国境を越えた著作権侵害も急速に増大している。しかし、インターネットにおける著作物の流通は、権利者、発信者、プロバイダ、サーバーなどの関係者が世界各国にまたがっている上、各国の法制度は異なっており、著作権者が権利執行を行うことは容易ではない。特に著作権侵害に係る裁判を提訴する際には、どこの国の法律が適用されるのか（準拠法）、どこの国の裁判所に訴えを提起することができるのか（国際裁判管轄）が問題となるが、これらに関する国際的なルールは存在しておらず、権利保護の実効性確保に困難をきたしているとの指摘がある。

また、海外において著作権侵害が発生した場合、国によっては法制度等が整っていないため、日本の著作権者が速やかに権利執行を行うことができないとの指摘もある。

(2) 現状

①準拠法及び国際裁判管轄について

(i) 準拠法について

法の適用に関する通則法第17条は、不法行為の準拠法は、原則として「結果発生地」の法律（結果発生地が通常予見不能の場合には加害行為地の法律）によると規定している。

また、ベルヌ条約第5条第2項は、著作物の保護は「専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。」と規定しており、これは一般的に「利用行為地」の著作権法が準拠法であるとする属地主義を定めていると理解されている。

しかしながら、インターネット上の著作権侵害においては、関係者が国境を越えて複雑に関わっており、そもそも「結果発生地」等がどこであるかを特定することが難しい。また、「結果発生地」と「利用行為地」が同じ国であるとは限らず、そのような場合にどこの国の法律が適用されるかについて明確にされていない²¹。

(ii) 国際裁判管轄について

国際裁判管轄について直接規定する国内法も国際的なルールも存在しておらず、インターネット上の著作権侵害が生じた場合の国際裁判管轄は不明確である。

²¹ 例えば日本のユーザーが海外のサーバーに違法コンテンツをアップロードしたケースでは、サーバーの所在地が結果発生地であり、ユーザーの行為地が利用行為地であると考ええると、両者は一致せず、いずれの地の法律が適用されるか特定できない。

なお、現在、法務省において国際裁判管轄全般に関する法律案が検討されているが、登録が前提となる知的財産については、独自の条項の検討が進められているのに対し、著作権については不法行為一般として取り扱われている。

②外国政府に対する働き掛けについて

海外における日本の知的財産権を保護するため、平成15年より、関係省庁と民間団体である国際知的財産フォーラム（IIPPF）が連携して、要請と協力をテーマに、中国やインドの海外政府に対して知的財産権保護に係る協力の在り方について意見交換を行うとともに、制度面・運用面での改善を要請している。

具体的には、中国に対して、インターネットを使用した著作権侵害品の違法アップロードに関する対策の推進として、日本の権利者団体を信頼性確認団体として認定することによって、権利証明の手続きの簡略化を要請するなどしている。

（３）国際的な動向

①準拠法及び国際裁判管轄の統一的なルールの検討

1992年のアメリカの提案を受け、ハーグ国際私法会議において、国際裁判管轄全般に関する条約の検討がされたが、合意には至らなかった。しかし、これを契機に、アメリカや欧州の関係機関において、準拠法や国際裁判管轄に関する統一的なルールの検討が行われている。

②模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（仮称）の検討

現在、日本、アメリカ、EU等の関係国・地域との間で知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な枠組みである「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（仮称）」の年内の合意形成に向けた検討が行われている。内容は、法的規律の形成、法執行の強化、国際協力の推進が主要な事項となっており、今後、法的規律の形成を検討する中で、インターネット上の海賊版対策についても議論が行われる予定である。

<論点>

- インターネット上の著作権侵害に関する準拠法や国際裁判管轄の問題についての検討を進め、国際的な制度調和を図ることを促進するべきではないか。
- 日本のコンテンツが適正に保護されるよう、海外政府に対して、制度面・運用面での改善を行うよう積極的に働き掛けるべきではないか。

○法の適用に関する通則法（平成十八年六月二十一日法律第七十八号）

（不法行為）

第17条 不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。
ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法による。

○ベルヌ条約

第5条〔保護の原則〕

- (1) 著作者は、この条約によって保護される著作物に関し、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることがある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する。
- (2) (1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらない。したがって、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。
- (3) 及び(4) （略）

現在検討中のネット上に流通する違法コンテンツへの対策について

ネット上に流通する違法コンテンツへの対策としては、現在次の事項が文化審議会著作権分科会において議論されている。現在までの検討状況は、次の通りである。

- ◎ 「平成19年度法制問題小委員会の審議の経過について（平成20年1月30日文化審議会著作権分科会配付資料）」から抜粋

（２）海賊版の拡大防止のための措置

１ 海賊版の譲渡告知行為の防止策

中間まとめでは、インターネットオークション等を利用して海賊版（著作権等の権利を侵害する物品）を販売するために譲渡等の申出を行う行為（譲渡告知行為）について、海賊版頒布の前段階で行為を捕捉しなければ頒布防止の実効性が確保できないとの観点から、現行規定で既に権利侵害とみなされている「頒布の目的をもって所持する行為」と同様に、これを一定の要件の下で権利侵害とみなすことが適当とした。一方、善良な広告事業者への萎縮効果への配慮など、中間まとめで触れた留意事項のほか、譲渡告知行為の外形からは海賊版の譲渡告知行為なのか正規品等の譲渡告知行為なのかが判別しにくい場合もある等の懸念も寄せられており、制度運用の際に困難を生じない工夫等について検討が求められる。

（４）私的使用目的の複製の範囲の見直し

本課題は、私的使用目的の複製に係る権利制限について、規定創設後の運用実態の変化、具体的には、技術的な保護手段の進歩、違法複製物等からの複製の状況等を踏まえて、その権利制限の範囲を見直すべきか、平成19年1月の文化審議会著作権分科会報告書において一定の審議結果が示され、その中で、私的録音録画小委員会の「結論を踏まえ、必要に応じて、私的複製の在り方全般について検討を行う」こととされていたものである。

私的録音録画小委員会においては、10月に公表した中間整理に対する意見募集の結果を踏まえ30条の適用範囲の見直しについて検討されたところであるが、今後の検討においては、私的録音録画小委員会での検討結果を踏まえ、機器利用時・通信過程における一時的固定の検討との整合性等を必要に応じて検証するとともに、私的複製に係る権利制限の範囲の見直しに際して、私的録音録画小委員会で検討された録音・録画以外にも、例えばプログラムの著作物等に関して同様の検討が必要であるか等について、その私的複製の実態を踏まえながら、精査を行うことが適当である。

(参考) 知的財産推進計画 2008 (関係部分)

第2章 知的財産の保護

Ⅱ. 模倣品・海賊版対策を強化する

4. インターネット上での対策を強化する

(1) インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する

- i) 2008年度中に、著作権法において、インターネットオークションへの出品など海賊版の広告行為自体を権利侵害とすることについて検討し、必要に応じ法制度を整備する。 (警察庁、法務省、文部科学省、関係府省)

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

I. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する

3. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通を促進する

(1) コンテンツの流通を拡大する法制度や契約ルールを整備する

②利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する

- i) コンテンツの利用を円滑化するため、次の事項について2008年度中に法的措置を講ずる。
- b) 違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲の見直し